

宮城県化学物質適正管理指針

平成 20 年 3 月 28 日作成

平成 30 年 10 月 26 日改正

令和 5 年 4 月 3 日改正

第 1 目的

本指針は、事業者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。以下「法」という。）に基づき、自主的な管理の改善の促進を行うに当たり、化学物質を適正に管理するために取り組むべき内容を定めるものである。

事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守するとともに、本指針に留意して化学物質を適正に管理することにより環境汚染を未然に防止し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ること及び化学物質の管理の状況に関する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

第 2 対象物質等

本指針において対象とする物質は、法第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質（以下「第一種化学物質」という。）とする。

なお、本指針においては、上記に定めるもののほかは、法において使用する用語の例によるほか、法第 2 条第 5 項第 1 号に規定する第一種指定化学物質等を「第一種化学物質等」というものとする。

第 3 対象事業者

本指針において対象とする事業者は、法第 2 条第 5 項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者のうち、宮城県内に事業所を有する者（以下「事業者」という。）とする。

第 4 化学物質の適正管理

1 化学物質の管理の体系化

(1) 基本方針の策定

事業者は、事業所における第一種化学物質等の管理に関して、環境汚染、事故を未然に防止し、良好な地域環境の確保を図るにあたっての具体的な基本方針を策定するものとする。

(2) 管理計画の策定

事業者は、基本方針に即して、第一種化学物質等の適正な管理及び管理の改善を図るために行うべき行動について具体的な目標を設定するとともに、これを達成する時

期及び具体的方策を定めた管理計画を策定するものとする。

(3) 管理計画の実施

事業者は、管理計画を確実にかつ円滑に実施するために第一種化学物質等の管理に係る措置の内容を定めた管理書（以下「化学物質管理書」という。）を作成し、化学物質管理書に基づいて管理計画に盛り込まれた措置を確実に実施するものとする。

(4) 管理の状況の評価及び基本方針等の見直し

事業者は、基本方針、管理計画及び化学物質管理書に照らして第一種化学物質等の管理の状況について定期的に評価を行い、当該評価の結果を基本方針、管理計画及び化学物質管理書並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めるものとする。

(5) その他配慮すべき事項

イ 地方公共団体との連携

事業者は、事業所における第一種化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること。

ロ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

事業者は、災害発生時における第一種化学物質等の漏洩を未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。

2 化学物質の適正管理のための情報の収集、整理等

(1) 取扱状況の把握

事業者は、製造、使用、貯蔵・保管その他取り扱っている第一種化学物質等の種類を把握し、次により整理するものとする。

イ 使用目的

第一種化学物質等ごとに、その使用目的を明らかにし、原材料用、洗浄用その他の使用目的別に分類すること。

ロ 情報把握

第一種化学物質等について、安全データシート（SDS）、関連文献、国等のデータベース等に基づき、性状、取扱方法、関係法令等に関する情報を把握すること。

ハ 取扱量等の把握

第一種化学物質の排出量及び移動量を把握し、その管理の改善に資するため、第一種化学物質等の取扱量等（製造量、使用量、貯蔵・保管量その他の取扱量）を把握し、記録を保管すること。

(2) 取扱工程における排出の可能性の把握

事業者は、第一種化学物質等の使用、製造及び貯蔵・保管その他に係る工程を調査

し、各工程における第一種化学物質の環境への排出の可能性を把握するものとする。
(3) 新規取扱第一種化学物質等の事前評価

事業者は、新たに取り扱う第一種化学物質等について、事前にその有害性、危険性等の評価を行うための必要な情報を収集し、当該情報を利用することにより、適正管理が行えるか検討するものとする。

3 化学物質の管理対策の実施

(1) 設備の改善

事業者は、上記2により把握又は収集した情報に基づいて、取り扱う第一種化学物質の環境への排出量を抑制するために、必要に応じ次の措置を行うものとする。

- イ 第一種化学物質の水及び土壌への浸透を防止するための床面の処理
- ロ 第一種化学物質の揮発及び飛散を抑制する設備の設置
- ハ 排ガス処理設備及び排水処理設備の設置
- ニ 第一種化学物質を回収し、再利用する設備の設置
- ホ 第一種化学物質の事業所外への流出を防止するための設備の設置

(2) 設備点検の実施

事業者は、第一種化学物質等を取り扱う施設及び設備の破損、腐食による第一種化学物質の外部への流出の有無等について定期的に点検し、その結果、異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 第一種化学物質を含む廃棄物の管理

事業者は、第一種化学物質を含む廃棄物の発生の抑制に努め、廃棄する場合にあっては、その中に含まれる第一種化学物質の毒性、性状を把握した上で適正な処理を行うものとする。

(4) 排出状況の監視

事業者は、関係法令に基づき監視項目、監視箇所、測定方法、測定頻度、測定結果の記録方法等を定め、排出ガス、排出水等の定期的な自主測定に努めること等により第一種化学物質の排出状況の監視を行い、その記録を関係法令の定めるところにより保管するものとする。

4 化学物質の使用の合理化に関する取組み

(1) 環境への排出量の削減

事業者は、第一種化学物質の環境への排出を削減するため、次の措置を講ずることにより第一種化学物質等の使用の合理化に取り組むものとする。

- イ 取扱工程の見直し、回収・再利用の徹底等による第一種化学物質等の使用量及び第一種化学物質の移動量の削減
- ロ 排出を防止する設備の改善等による第一種化学物質の環境への排出量の削減

(2) 有害性の少ない代替物質への転換

事業者は、第一種化学物質による環境リスクの低減、作業環境の改善及び事故の発生の防止を図るため、すでに取り扱っている第一種化学物質等について有害性、危険性等についての再評価を行い、必要に応じて現在使用している第一種化学物質等から有害性の少ない化学物質等への代替に努めるものとする。

5 事故時の措置

(1) 事故の未然防止対策

事業者は、取扱施設、設備（以下「施設等」という。）の故障、破損その他による第一種化学物質等に係る事故の未然防止を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- イ 施設等は、事故の発生及び被害の拡大防止に配慮した立地及び配置に努めるとともに、耐震性、防火性等について災害に強いものとするよう努めること。
- ロ 施設等の構造は、亀裂等の異常を容易に点検できるものとする。
- ハ 施設等の保守点検を定期的実施すること。
- ニ 貯蔵施設は、その貯蔵状況を容易に点検できるような設備を設けるとともに、貯蔵施設からの流出を防止するための防液堤等を設けること。
- ホ バルブ類等は、誤作動防止のための適切な表示その他必要な措置を行うこと。
- ヘ 事故に備えて、定期的に訓練を実施すること。
- ト 事故による環境への被害拡大防止のために必要な薬剤、資材、機材を準備すること。

(2) 事故発生時の緊急連絡体制の整備

事業者は、施設等の故障、破損その他による第一種化学物質等に係る事故が発生した場合に備えて、第一種化学物質等を取り扱う事業所ごとに次の緊急連絡体制を整備し、従事者に周知するものとする。

- イ 事故発生時の事業所内における緊急連絡体制及び指揮命令系統
- ロ 事故発生時の関係機関への通報体制及び近隣の居住者等への連絡体制

(3) 事故発生時の措置

事業者は、施設等の故障、破損その他による第一種化学物質等に係る事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次に定める措置を講ずるものとする。

- イ 直ちに応急の措置を講じ、かつその事故等を速やかに復旧するとともに、二次被害の発生防止に努めること。
- ロ 事業者は、当該事故により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故の状況を関係機関に通報すること。
- ハ 事業者は、近隣の居住者等の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに近隣の居住者等に連絡し、必要に応じて避難誘導等を行うとともに、応急措置の完了後講じた措置の概要を速やかに説明すること。

(4) 事故の検証

事業者は、発生した事故に対して未然防止対策、緊急連絡体制及び措置の内容が対応できているかどうかについて検証を行い、当該検証の結果を管理計画等に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めるものとする。

6 管理組織体制の整備

事業者は、第一種化学物質等を取り扱う事業所ごとに、第一種化学物質等の適正管理に係る組織の整備をするものとする。

(1) 管理組織の設置

事業者は、次のとおり管理組織を設置するものとする。

イ 第一種化学物質等に係る適正管理の責任者として化学物質管理統括者、化学物質管理責任者及び化学物質取扱担当者（以下「管理統括者等」という。）を選任する。

ロ 製造部門、環境安全部門、購買部門等全ての部門において管理計画に盛り込まれた措置が確実に実施される体制を整備する。

(2) 管理組織の業務内容

管理統括者等は、定期的に会議等を開催し、管理計画の確実な実施が図られているかどうかについて評価を行い、事業者に報告するほか、次の事項について企画・立案を行い、その内容を事業者に提言するものとする。

イ 基本方針及び管理計画の策定に関すること。

ロ 化学物質管理書の作成に関すること。

ハ 環境への排出の削減に係る取組みの推進に関すること。

ニ 新規取扱第一種化学物質等の事前評価及び有害性の少ない化学物質等への代替の際の安全性の評価等に関すること。

ホ 事故の未然防止対策及び事故発生時の措置に関すること。

ヘ 第一種化学物質等の取扱いに関する従業員の教育・訓練に関すること。

(3) 適正管理のための教育・訓練

事業者は、管理統括者等から提言のあった基本方針、管理計画及び化学物質管理書を周知徹底するとともにこれらの確実かつ円滑な達成又は実施を確保するため、従事者等全ての関係者に対して、その内容に係る教育及び訓練を計画的かつ継続的に実施するものとする。

(4) 関連企業に対する支援

事業者は、関連企業に対して、第一種化学物質等の性状、管理手法等に関する適正な情報の提供等必要な支援に努めるものとする。

第5 リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションとは、地域コミュニティを構成する関係者（県民・行政・企業等）がコミュニケーション（対話）を通じて、リスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのことである。

事業者は、第一種化学物質による環境リスクに関する正確な情報を県民、行政、企業等と共有し、相互に意思疎通を図るため、次に定める事項に取り組むものとする。

（1）体制の整備

事業者は、第一種化学物質等の取扱いに対する県民等の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確にすること等、その体制を整備するものとする。

（2）情報の提供等

事業者は、事業活動の内容、第一種化学物質等の管理の状況等に関して、環境報告書等の作成及び配布、ホームページへの掲載、説明会等によりリスクコミュニケーションを実施し、県民等の理解の増進を図るものとする。

（3）県民の理解を増進するための人材の育成

事業者は、従事者に対して、第一種化学物質等の管理の状況等に対する県民等の理解を深めることの必要性について周知させるとともに、県民等への情報の提供や理解の増進を円滑に行うため、従事者に必要な教育及び訓練を実施することにより、人材の育成を図るものとする。

第6 化学物質管理書の記載事項

化学物質管理書に記載する事項は、次の（1）から（8）とし、理解しやすい内容にするとともに、必要に応じて随時見直しを行うこと。

- （1）基本方針
- （2）管理計画
- （3）事業所内で取り扱う第一種化学物質等
- （4）作業要領
- （5）事故の未然防止対策及び事故発生時の措置
- （6）管理組織
- （7）教育、訓練
- （8）その他、事業者が必要と認める事項

第7 第二種指定化学物質等の管理に関する事項

法第2条第3項に規定する第二種指定化学物質については、本指針においては対象外物質であるが、法第2条第6項に規定する第二種指定化学物質等においても本指針に基づき、第一種化学物質等と同様に適切に管理することが望ましい。